

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地域主権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じるよう提言する。

1. 地方交付税総額の復元・増額の継続と法定率の引き上げ、地方共有税の創設

(1) 平成 23 年度の地方交付税については、三位一体の改革等で大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源調整・財源保障機能を回復・強化すること。

また、都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や道路・橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、都市自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るため、現行の臨時財政対策債により補てんする制度を抜本的に改め、地方交付税法定率の引上げ等を行うことにより、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

(3) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

2. 都市税源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

(2) 福祉・医療・教育・消防など市民生活に直結する行政サービスを提供している総合行政主体としての都市自治体の財政需要の急増と多様化に対応するため、税源の偏在が少なく税収が安定している普通税としての地方消費税を拡充すること。

(3) 環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源

を確保する仕組みとすること。

また、石油石炭税の引上げにより地球温暖化対策のための税を創設する場合には、税収の一定割合を地方税財源として必ず確保すること。

- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たり、現行の自動車重量税と自動車税・軽自動車税とを一本化する場合には、地球温暖化対策の観点や極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行の自動車重量税（自動車重量譲与税を含む）総額は確保したうえで、地方税とすること。

また、配分に当たっては、都市自治体の環境施策において果たしている役割等に鑑み、各都市の財政運営に支障が生じないように、必要総額は必ず確保できるよう制度設計を行うこと。

- (5) 国の施策として法人実効税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることのないよう国の責任において確実に措置すること。

また、法人税は地方固有の財源である地方交付税の原資であることから、法人税率の引下げを行う場合には、他税目を含めた法定率の引上げ等により、地方交付税の総額を確保すること。

- (6) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

3. 国庫補助金等の一括交付金化

- (1) 国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分に向けた税源移譲までの過渡的措置とすること。

- (2) 地方の自由度が拡大することを前提とし、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な補助金は対象外とすること。

- (3) 総額については現行の補助金等総額を縮減することなく確保するとともに、配分については、その額の根拠の明確化とあわせ、継続事業や団体間・年度間の変動、事業ニーズ等の地方の実情に配慮すること。

- (4) 国の事前事後の関与は極力廃止・縮小するとともに、制度導入後における地方負担については、個別の都市自治体において必要とする事業の執行に支障が生じないように、地方債資金の確保など、万全の措置を講じること。

- (5) 地方交付税制度との整合性にも留意し、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行い、地方との合意形成を最優先して制度設計を行うこ

と。

4. 公債費負担の軽減

公債費負担の軽減を図るため、1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還の措置が延長されたところであるが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

5. 国の制度創設・改正に際しての財源措置と地方の実情の反映

- (1) 国の責任において実施されるべき「給付付き税額控除」、「子ども手当」、「高校の実質無償化」などに代表される新たな制度の創設や改正にあたっては、その制度設計において都市自治体の意見を十分に反映させるとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。
- (2) 地方税の課税主体は地方自治体であることから、税制改正の検討に当たっては、地方が主体的に制度設計に参画する仕組みを構築すること。